

八尾市報

所行尾市役所兼三郎
大阪府乾癡編

第十次生活扶助費基準額改訂要項

- 米麦等主食の消費價格改訂されたのでこれに應じての改訂
- 野菜撒廢を機に非配給を廃し魚の購入費を含め副食費を一本にした
- 年令区分は主食の配給年令区分を參照して男女差の簡素化
- 收容保護の場合年令性別を廢して同一の基準とした
- 生活扶助費支給上の制限撤廢基準額まで市長限りで支給出来る

減及び價格違反そつ他の不正取引行為の防ぐる昨年十二月發表になつた經濟九原則の實施は眞に日本經濟復興のその第一歩を踏み出したものと言えるが、そこの観点から全面的にこの線に沿つて活動する

二、方針

物價統制の勵行確保を期す

るためにはこれと表裏一体

の關係にある生産、配給、

消費、輸送の確保が必要で

あるから單に表面に現われ

る價格表示或いは統制額に

よる取引の勵行のみでな

これらの面にも併せて監視

の対象とする、又物價監視

は違反行為の発生防止とい

う見地から業者の指導、一

般消費者の啓蒙に努め、又

よ論の指導に當るものとす

る

第三、活動方針

①物價監視の主なる對象

A、主要食糧

B、副食物

C、調味料

D、衣料品

E、鮮魚類

F、燃料

G、石けん

H、家賃地代

②啓蒙、宣傳、指導

A、業者に対する價格表

示の勵行

B、規格品質の低下並び

に量目不足の防止

C、物價統制の普及宣傳

D、消費者に対する不良

品の排斥運動

E、公聽會等におけるよ

り論の指導並びに指導

三、活動方針

①各地区の委員の實際活動

に當つては監視の全面的公

正化に協力してくれるよう

